



大きな大根抜けたかな

丸山小学校2年生の食育の授業で、大根の収穫から出荷までを勉強しました。自分の手で抜いた大きな大根は、「なかしべつ丸ごと給食」にも使われました。

空とみどりの交流拠点

広報

中標津

No.610

なかしべつ



開陽台より街を見つめて

2013 平成25年

10

発行／中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地

総務部総務課情報推進・広報調査係

■0153-73-3111 ■0153-73-5333

中標津町ホームページ

URL <http://www.nakashibetsu.jp/>

メール nakasi-t@arens.or.jp

携帯サイト <http://j.nakashibetsu.jp/>



町職員の給与と 職員数のあらまし

町職員の給与は、職務に応じた給料と各種諸手当から構成されており、国や他の地方公共団体の給与との均衡を考慮し、町議会で議決された「中標津町職員の給与に関する条例」によって決められています。職員の給与内容を町民の皆さんにご理解をいただくため、職員数の状況とともに、その概要をお知らせします。

3. 職員数

職員定数は、常勤職員を任用できる限度として町議会の議決を経て条例で540人と定められています。職員数の状況は表4のとおりです。

表4 職員数の状況

各年度4月1日現在

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
	平成24年度	平成25年度		
議 会	3	3	0	
総 務	47	48	1	総務部門スタッフの充実
一 般	14	14	0	
民 生	38	38	0	
衛 生	19	18	▲1	他部署へ所管事務移行
政 務	1	1	0	
農林水産	16	17	1	食品加工技術専門員の採用
商 工	4	4	0	
土 木	18	19	1	道路、公園維持管理スタッフの増員
計	160	162	2	
教育部門	66	65	▲1	小学校廃校に伴う技能労務職の減
その他※1	23	24	1	下水道施設の維持補修スタッフの増員
小 計	249	251	2	
公 営	180	184	4	医療技術スタッフの増員
病 院	7	7	0	
水 道	187	191	4	
小計	187	191	4	
総 合 計	436	442	6	年度途中採用者14名(C) 442=436+(C)-(B)+(A)

※1 国保、介護、後期高齢、下水道、簡易水道事業会計職員

4. 定員適正化の取り組み

町は組織の簡素化や事務事業の効率化を図り、今後の定員管理の基本的な指針を定め、計画的に取り組を進めています。最終的には職員数が人口千人あたり10人となるよう目標値を定めています。(病院・水道部門職員を除く)

表5 定員適正化目標数値

各年度4月1日

年度	23	24	25	26	27	28
職員数	255人	249人	249人	249人	247人	247人
人 口	24,146人	24,200人	24,300人	24,400人	24,600人	24,700人
千人あたり	10.56人	10.29人	10.25人	10.20人	10.04人	10.00人

1. 任 免

平成25年4月1日の採用者数は25人です。その内訳は表1のとおりです。募集する職種や採用者数は、退職者の状況により毎年異なります。また、平成24年度中に退職した職員数は19人で、その内訳は表2のとおりです。

表1 採用の状況

平成25年4月1日現在

区 分	競 争 試 験				その他	小計
	大学	短大	高校	その他		
一 般	2	1	4			7
行政職	3	1				4
技術職						
労務職						
教 育 職					5	5
病院関係	4	5				9
合 計	9	7	4		5	25(A)

表2 退職などの状況

平成24年度

区 分	退 職			免 職		失職	小計
	定年	勸奨	普通	分限	懲戒		
一 般	4	1					5
行政職			3				3
技術職							
労務職							
教 育 職			5				5
病院関係	1		19				20
合 計	5	1	27				33(B)

- ・定年退職～地方公務員法第28条の2第1項および同法第28条の3第1項の規定による退職
- ・勸奨退職～任命権者が勸奨により行う退職
- ・普通退職～自己都合による退職
- ・分限免職～地方公務員法第28条第3項の規定による免職
- ・懲戒免職～地方公務員法第29条の規定による免職
- ・失 職～地方公務員法第28条第4項の規定による失職

2. 職員研修

町では中標津町職員研修規則に基づき、年度当初に研修計画を立て各種研修を実施しています。

表3 平成24年度研修実績

研 修 場 所	受講者数	研 修 内 容
北海道市町村研修センター	22	一般研修、政策研修、専門実務研修、能力開発研修
市町村アカデミー	4	特定課題対応、実践的な業務遂行能力の向上
北海道市町村振興協会	3	人材育成・海外研修
町 村 会 主 催 研 修	30	新規採用職員研修、初級職員研修、法務研修、講師研修
町 主 催 研 修	67	新規採用職員研修、人材育成研修

表 8 特別職の報酬の状況 平成25年 4月1日現在

区 分	特 別 職		議 員		
	町 長	副町長	議 長	副議長	議 員
給料・報酬 月 額	762,300円	611,100円	306,000円	245,000円	200,000円
期末手当	年間 3.9月分		年間 3.9月分		

※特別職の報酬は10%削減されています。
※議員の報酬（H25年 7月～ H26年 3月）は、5 %削減されています。（表示額は削減前）

6. 勤務時間その他の勤務条件

職員の勤務時間や休暇などに関しては、町の条例・規則で定められています。職員の勤務時間や年次有給休暇の取得状況は表 9、表10のとおりです。

表 9 勤務時間の状況 平成25年 4月1日現在

勤務時間 (1 週間)	勤務時間等の割振り			
	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8 時30分	17時15分	60分	土曜日・日曜日

※表中の時間数は、代表的な勤務時間です。

表10 年次有給休暇の状況 平成24年

総付与日数	総取得日数	全期間在職職員数	1人当たり平均取得日数
9,256日	1,692日	244人	6.9日

※各日数は、1日1日から12月31日までの全期間に在職した一般行政部門職員の合計です。

7. 職員福利厚生

町では職員の健康保持増進を図ることを目的に健康診断（総合健診・定期健診）、相談、セミナー開催などの各種事業を行っています。

さらには、衛生委員会を設置し、職場における健康管理の指導、啓発を行っています。

表11 公務災害等の発生状況 平成24年度

区 分	一般行政部門	公営企業部門
公 務 災 害	1	2
通 勤 災 害		1

8. 分限処分および懲戒処分

分限処分は心身の故障等のために職員が職務を十分に果たすことの出来ない場合に、公務の効率的な運営を確保

することを目的として行う処分（降任・免職・休職）をいいます。また、懲戒処分は公務員の秩序を維持するための職員の義務違反に対する制裁措置（戒告・減給・停職・免職）をいいます。

平成24年度の方限処分は、心身の故障による休職者が3名いました。なお、懲戒処分はありませんでした。



5. 職員の給与の状況

職員の給与は、基本給（給料）と扶養手当、住居手当、期末勤勉手当などの諸手当から成り立っており、町議会の議決を経て定められています。初任給の状況および、一般行政職の経験年数・学歴別平均給料月額の場合は表 6、諸手当の状況は表 7となっています。

町議会議員の報酬や町長などの特別職の給料は、町内各団体などの代表者からなる特別職報酬等審議会の答申を受け町議会の審議を経て条例で定められており、現在の状況は表 8となっています。

表 6 一般行政職員の初任給および経験年数・学歴平均給料 平成25年 4月1日現在

区 分	初任給	経 験 年 数			平均給料 月 額	平均 年 齢
		10年以上 15年未満	20年以上 25年未満	30年以上 35年未満		
大学卒	円 172,200	円 281,325	円 352,800	円 402,919	円 289,842	歳 38.9
高校卒	円 140,100	円 232,700	円 315,835	円 407,417	円 323,485	歳 43.0

※平成25年度に限り3-6%の削減を実施中（表示額は削減前）

表 7 諸手当の内容 平成25年 4月1日現在

区 分	内 容	国の制度 との比較
扶 養 手 当 (月額)	・ 配偶者……………13,000円 ・ 扶養親族（配偶者を除く） 1人目から……………1人6,500円 満16歳～満22歳までの子1人につき 5,000円を加算	同
住 居 手 当 (月額)	借家の場合(家賃12,000円を超える職員に限る) ………家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 自宅の場合……………10,000円	同 異
通 勤 手 当 (月額)	【通勤距離 2 キロ以上に限る】 交通機関利用者は運賃額に応じて55,000円を限度に支給 交通用具(自家用車等)使用者は通勤距離に応じて 24,500円を限度に支給	同
期 末 ・ 勤 勉 手 当	【6 月期】 ・ 期末手当……………1.225月分 ・ 勤勉手当……………0.675月分 【12月期】 ・ 期末手当……………1.375月分 ・ 勤勉手当……………0.675月分 ※役職に応じて役職加算があります。 ※平成25年12月期は 4 %削減	同
管理職 手 当	・ 部長職……………47,000円 ・ 課長職……………35,000円 ※平成25年度に限り10%削減(表示額は削減前)	異
時間外 勤務手当	平成24年度実稼働職員 1人当たり 平均支給月額……………21,170円	異
特 殊 勤 務 手 当	・ 防疫等作業に従事する職員～2,000円/日 ・ 行旅死亡人の取扱業務に従事する職員～3,000円/日 ・ 野犬掃討業務に従事する職員～500円/日	異
寒冷地手 当(月額)	支給期間11月～3月 ・ 扶養家族の状況に応じて…10,340～26,380円	同
退 職 手 当	【自己都合退職】 ・ 勤続20年……………23.03月分 ・ 勤続25年……………32.83月分 ・ 勤続35年……………46.55月分 ※最高限度……………55.86月分 【定年退職】 ・ 勤続20年……………28.7875月分 ・ 勤続25年……………38.955月分 ・ 勤続35年……………55.86月分 ※最高限度……………55.86月分	同

問い合わせは、総務課 職員係まで。

税のお知らせ

軽自動車の手続きはお早めに

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に1年分が課税されます。月割課税制度がないため4月2日以降に廃車、譲渡等の手続きをしても1年分が課税されますのでご注意ください。

●**すでに車両がない方**
すでにお手元がない車両、使用できない車両がある場合には、名義変更や抹消の手続きをしてください。

●**転出される方**
町外に転出する場合は、車両の登録住所を変更する必要があります。

【手続きの場所】

- ① 釧路ナンバーの軽自動車・125ccを超え250cc以下のオートバイ
釧路軽自動車協会 (■0154-51-0745)
- ② 釧路ナンバーの250ccを超えるオートバイ
釧路運輸支局 (■050-5540-2005)
- ③ 中標津町ナンバーの原動機付自転車・小型特殊自動車
中標津町役場 税務課 住民税係

※①・②については、転出先市町村を管轄する軽自動車協会、運輸支局でも手続きができます。

申告はお済みですか？

平成24年分の所得税・町道民税の申告期限はすでに過ぎていますが、申告忘れや申告漏れはありませんか。申告をしていないと、所得証明書が発行されない場合や、受けられる控除が受けられないため税額が高くなっている場合があります。

●収入がなかった方

平成24年中（1月～12月）に収入がなかった方は、税の申告義務はありませんが、次の手続きをする場合には申告する必要があります。

- ① 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の減額認定証の申請をする場合。
- ② 国民年金保険料の免除申請をする場合。
- ③ 所得額の記載がある証明書の発行が必要な場合。

※税法上の被扶養者は、申告がなくても非課税証明書は発行できますが、その場合は所得額の記載のない非課税証明書になります。所得額の記載が必要な方は、申告が必要です。

●個人事業主の方

事業所得が赤字の場合でも、右記①～③の手続きをする場合と営業証明書を発行する場合は、申告する必要があります。

個人住民税の特別徴収実施のお願い

特別徴収とは、事業主が従業員の方の給与から個人住民税を天引きし、毎月町に納入していただく制度です。

○この制度は、地方税法及び町条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主に義務付けられています。

○従業員の方にとっては、「年4回で収める普通徴収に比べ、毎月の給与から天引きになるので1回あたりの負担が減る」「金融機関に向く手間がなくなる」「納め忘れがなくなる」といったメリットがあります。

※特別徴収未実施の事業主の方につきましては、早期の実施をお願いします。

問い合わせは、税務課 住民税係まで。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構

平成24年度実績(中標津町分)

収納実績	引継 滞納金額	66,953千円
	うち 収納金額	16,783千円
差押等の 件数・金額	件 数	38件
	金 額	1,499千円

釧路根室管内の全11町村が、税の公平性を確保するため設立され、町村に代わって「差押」や「公売」などの、税法に基づく強制的な手段により滞納整理を行っています。

納税に困ったら、早めに相談を

病気や失業など、やむを得ない事情があり、どうしても納期限までに納めることができない場合には、給料明細やローン明細、通帳など、生活状況がわかるものをご持参のうえ、必ず納税課まで相談してください。

●税金を滞納すると...

- ① 督促状が届きます。
- ② 勤務先・金融機関・財産の貸借など、利害関係のある方へ調査が開始されます。
- **未納のまま放置すると...**
- ① 財産の差押を行います。
- ② 差押したものは取立または公売などで現金化し、滞納税に充てます。

平成24年度差押実績 422件
(40,026千円)

問い合わせは、納税課まで。

町税・国民健康保険税は 納期限を守って納めましょう

町税は、福祉や教育、街づくりなど、健康で豊かな暮らしを支えるための大切な財源です。国民健康保険税は、医療費を負担し、皆さんの健康を守る事業を運営するための貴重な財源です。町ではこれらの財源を確保するとともに、納税の公平性を保つため各税の収納に全力を挙げて取り組んでいます。

納期限を守りましょう

納税は、納期内納付が原則です。納期内に納めていただいた方との公平性を保つために、早期催告を行うとともに財産調査、差押を行っております。
※なお、滞納している税金には延滞金が増加され、納付が遅れるほど、額は増加します。

国民健康保険に加入している方へ

国民健康保険税を滞納すると、被保険者証の有効期限が制限された短期証（有効期限が1〜6ヶ月）もしくは資格者証（医療費全額自己負担）の発行となり、通常の保険証が発行できなくなります。

納税には口座振替が便利です

忙しいために町税の納付がなかなかできない方にかわって、金融機関およびゆうちょ銀行（郵便局）で、指定した預貯金口座から町税を自動的に振替納付することができます。

納付のために現金を持ち歩く必要がなく、うっかり納期限までに納め忘れてしまうこともありますので、たいへん便利で安全・確実な方法です。町税の納付にはぜひ口座振替をご利用ください。

※お忙しい方や遠方の方は、口座振替依頼書ダウンロードサービスをご利用ください。（詳しくは納税課ホームページへ）

※口座振替をご利用後、金融機関・口座番号等の変更や解約をご希望される場合も届出が必要になります。

お申し込みは
振替希望の金融機関窓口まで。

還付金詐欺にご注意を！

最近、役場職員などの行政機関の職員を名乗り、ATMを操作させお金をだまし取る詐欺が多発しています。「還付金があるのでATMに行ってください」などのような電話がかかってきた場合は、詐欺です。役場からATMの操作をお願いすることはありませんので、不審に思った場合は、一度役場へ確認してください。

納税・滞納処分 Q & A

Q. 少額滞納でも滞納処分（差押等）するの？

A. 滞納税額の大小は一切関係ありません。たとえ少額の滞納であっても、差押の対象としています。

Q. 借金があるから税金が払えない

A. 税金は個人債務（借金）より優先されます。地方税法第14条では、税金はすべての借金などより優先されると定められています。

Q. 税金を滞納して何か不利益があるの？

A. 税金を滞納すると、次のような不利益が発生します。
・高利率（年14・6%）の延滞金がかかります。
・補助金や融資などの行政サービスに制限がかかります。
・財産調査が行われ、社会的信用が無くなります。
・滞納処分（差押等）が執行され、あなたの大切な財産を失う恐れがあります。

Q. 滞納処分（差押等）の前に自宅訪問はしないの？

A. 滞納処分（差押等）を執行するに当たり、自宅を訪問して納税を催告することは原則として行いません。税は納期限内での自主納付が原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、滞納処分（差押等）の対象となります。

Q. 本人の許可なく財産を勝手に調べられた。プライバシーの侵害にならないの？

A. 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき納税課職員はすべての財産に対する調査権限が発生します。この権限により、調査を受ける勤務先の事業所・金融機関などの関係機関は、協力しなければなりません。

なお、これらの財産調査は、個人情報保護法には抵触しません。

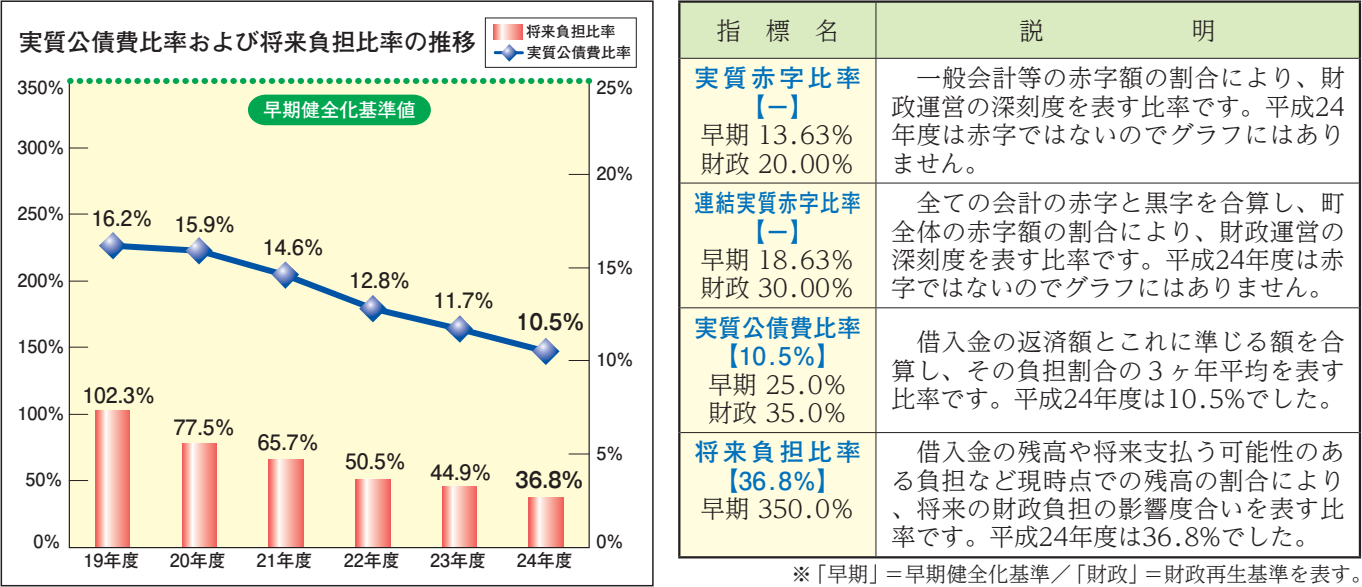
問い合わせは、納税課まで。

平成24年度 財政の健全性を表す比率についてお知らせします

深刻な財政状況に陥る前の早い段階で財政の健全化を図る目的で、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。この法律によって、各年度決算に基づき算定した財政の健全性を表す比率（**実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率**）と公営企業の経営の健全性を表す比率（**資金不足比率**）を監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表することとなっています。

それぞれの比率が、早期健全化基準・財政再生基準、経営健全化基準以上になった場合には、財政健全化の計画又は、経営健全化の計画を策定し、財政の早期健全化や再生等を図ることとなります。

1 早期健全化・財政再生に関する比率（平成24年度健全化判断比率）



2 公営企業の経営健全化に関する比率（平成24年度資金不足比率）

特 別 会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準	説 明
水 道 事 業 会 計	—	20.0%	公営企業の資金不足と事業規模とを比較して、経営状況の深刻度を表す比率を算出します。当町では、4つの会計が対象となりますが、資金不足を生じている公営企業はなく、資金不足比率は該当しないため「—」で示しています。 なお、比率の算定が始まった平成19年度から、資金不足は発生していません。
町立中標津病院事業会計	—		
簡易水道事業特別会計	—		
下水道事業特別会計	—		

目的税の使途状況についてお知らせします

町税の中で、使途が定められている目的税（都市計画税・入湯税）の収入額および充当事業は次のとおりです。

税 目	平成24年度収入額	事 業 内 容	事 業 費
都市計画税	132,071千円	公共下水道整備事業	290,885千円
		地方債償還（公園、街路、下水道）	603,952千円
		小 計	894,837千円
入 湯 税	7,979千円	環境衛生施設整備事業（一般廃棄物処理施設）	7,857千円
		観光施設整備事業（開陽台展望施設）	672千円
		小 計	8,529千円

問い合わせは、財政課 財政係まで。



じゃがいも伯爵まつり&ふれあい広場

中標津空港前に広がるふれあい広場で「じゃがいも伯爵まつり&ふれあい広場」が開催されました。小雨が降る天候でしたが、多くの人たちが会場を訪れ、じゃがいも掘り、乗馬体験などのイベントや、中標津ビーフのバーベキューなどを味わったりと、それぞれに楽しんでいました。



西2条橋の通行規制(車両通行止め)のお知らせ

西2条橋(西2条南1丁目)につきまして、老朽化による架け替え工事を予定しておりましたが、諸般の事情により工事を中止することとなりました。これに伴いまして、車道部の通行ができなくなります。なお、歩道部は従来どおり通行できます。大変ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

●通行規制説明会

日時 10月11日(金) 14時～、19時～
場所 中標津町総合文化会館
2階第1研修室

迂回路のご案内

通行規制開始日時 平成25年11月6日13時



問い合わせは、建設管理課 管理係まで。

「まちづくりを考える懇談会」を開催します

～みなさんの声をお聞かせください～

地域の抱えている問題や行政に対するご意見・ご要望など、まちづくりについて町民のみなさんと直接話し合う「まちづくりを考える懇談会」を開催します。

開催月日	開始時間	開催場所
10月22日(火)	19時30分	中標津町総合文化会館 2階第3研修室
10月23日(水)	19時30分	中標津町交流センター (計根別)

※どちらに参加するかは自由ですので、ご都合の良い方にお越しください。



問い合わせは、総務課 情報化推進・広報調査係まで。



じゃがいもずきん
「ききぼう」くん

防災ワンポイント 第8回 防災訓練について

9月～10月にかけて、平成25年度中標津町防災の日啓発事業として、町内会との防災訓練を実施しています。9月7日に行われた睦町内会の訓練では、74名の方が参加し避難訓練、消火訓練、応急手当訓練などを実施しました。



※他の町内会の防災訓練の様子はホームページやフェイスブックに掲載予定です。

町内会や事業所などで簡単にできる防災訓練を紹介します

●一斉防災訓練 シェイクアウト

シェイクアウトとは、指定された日時に地震から身を守る安全行動を、各自1分程度一斉に行う短時間で負担が少ない訓練です（右の図を参照）。地震による人的被害は、家具の落下や転倒によるものが多いため、周囲を良く見て落下物から離れ、頭を守ることが有効です。

北海道では10月29日（木）午前9時にシェイクアウト訓練を実施します。訓練実施日の前日まで参加者を募集しています（<http://www.shakeout.jp/>）。



低い姿勢！

頭を守る！

動かない！

安全行動 1-2-3

- ①姿勢を低く！
- ②体・頭を守って！
- ③揺れが収まるまでじっとして！

大規模な建築物などに耐震診断の実施が義務化されます

建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、昭和56年5月以前に着工された建築物のうち、不特定多数の方が利用する大規模な建築物などについて、耐震診断の実施とその結果の報告が義務化されます。報告先は建築基準法の建築確認を申請した行政庁（所管行政庁）です。

※改正法の詳細は、国土交通省のホームページで確認できます（<http://www.taishin-shien.jp/>）

問い合わせは、根室振興局 建設指導課 ■0153-23-6832 または 総務課 防災係まで。

詳しくは、総務課 防災係まで。

ボランティアのつどい ～広げようボランティアの「わ」

町内のボランティア活動者と一般町民との交流を目的に、ボランティアのつどいを開催します。ボランティア活動の発表や様々なイベントを行います。参加費も無料ですでお気軽にご参加ください。

日 時 10月26日(土) 13時～15時30分
場 所 中標津経済センター コミュニティホール

問い合わせは、中標津町社会福祉協議会 ■79-1231まで。

東京中標津会・札幌中標津会

会員募集中

「東京中標津会」、「札幌中標津会」とは、首都圏や札幌近郊に住んでいる中標津町出身者などで活動している、中標津町のサポータークラブです。

遠く離れた都会で暮らしながら“ふるさと中標津”への共通の思いを土台として、会員同士の親睦を深め、各種イベントの開催など、故郷のために活動しています（詳しくは、中標津町ホームページにも掲載しています <http://www.nakashibetsu.jp/>）。

「東京中標津会」、「札幌中標津会」では、新規会員を募集しています。首都圏や札幌近郊にお住まいのご家族・ご親戚・ご友人がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介してください。

	東京中標津会	札幌中標津会
会 員 数	260名	410名
活動内容	・総会の開催 ・懇親会の開催 ・北海道フェアへの出展 ・北方領土返還運動への参加	・総会の開催 ・懇親会の開催 ・各種イベントへの参加
会 費	年会費（個人） 3,000円 （法人） 10,000円	入会金 10,000円
事務局 （連絡先）	副会長 竹嶋 博行 Tel 045-332-9271	事務局長 別所 信一 Tel 011-854-6066

※入会については中標津町ホームページからも申し込むことができます。



東京中標津会ふるさとツアー記念植樹

詳しくは、経済振興課 地域振興係まで。



「宝くじの助成金」で イベント用備品を整備しました

旭第2町内会では、財自治総合センターのコミュニティ助成事業により、放送設備やテント等のイベント用備品を整備しました。この事業は、同センターが全国自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を目的に行われています。

これにより旭第2町内会では、「ふれあい祭り」等の地域のイベント活動の充実を図ることができ、地域コミュニティの一層の発展に寄与することが期待されています。

整備備品

- ◆テント(3張) ◆放送機材一式(マイク、アンテナ等)
- ◆移動かまど(2台) ◆食器セット(25個) ◆調理用品セット(1個)
- ◆発電機(2台) ◆コードリール30m(2台) ◆携行缶(3缶)
- ◆綿菓子機(1台) ◆キューブアイススライサー(1台)



問い合わせは、経済振興課 地域振興係まで。

通年雇用支援セミナー開催のお知らせ

根室管内4町通年雇用促進協議会では、事業主の方を対象に、企業の経営基盤強化等に資するセミナーを開催します。参加無料ですのでお気軽にご参加ください。

- 日 時** 11月7日(木) 13時～17時
場 所 中標津経済センター 2階
内 容 **第一部 「雇用に関する助成制度について」**
 講師 ヒューマンアカデミー(株) 八木森 敏男 氏
第二部 「資格取得に係る法改正等について」
 講師 (株)北友商会 竹内 和 幸 氏



申し込み・問い合わせは、根室管内4町通年雇用促進協議会 ■72-6789まで。



た皆さま、ありがとうございました。
義援金は平成26年3月31日(月)まで
随時受付しております。
詳しくは、福祉課 社会福祉係まで。

下水汚泥たい肥「環甦」の 配布について

秋用たい肥として町民の皆さんに下
水汚泥たい肥「環甦」の配布を行い
ますので、たい肥を入れる袋(肥料袋
等)をご持参ください。(ご家庭の花壇、
葉物野菜等の補助肥料に適していると
思われます。)

なお、数量を制限していますのでご
了承ください。

配布日時 10月16日(水)～25日(金)
10時～15時(土日を含む)
配布場所 中標津下水終末処理場
東35条北6丁目1番地
問い合わせは、上下水道課 下水道
係まで。

「ヒグマ出没注意」のお知らせ

町内でヒグマの目撃情報が今年も寄
せられています。

キノコ狩りや川釣りなどで山間部に入
る場合は、単独行動は危険なため複
数で行動し、音の出るものを携帯する
などして、人の存在を熊に知らせる事
が大切です。中標津町ホームページ(農
林課のページ)にヒグマ目撃情報を掲
載していますのでご覧ください。

詳しくは農林課 自然環境係まで。

まちづくり町民アンケート調査

5月に実施しました「まちづくり町
民アンケート」の調査結果を集計しま
した。アンケートにご協力いただきま
した町民の皆さん(対象500名・回答
164名)には、心からお礼申し上げます。

調査結果につきましては、役場1階
まちづくり情報コーナー・計根別支所・
総合文化会館・町立中標津病院に報告
書を設置しますので、ご自由にお持ち
帰りください。町ホームページ(企画
課)にも掲載します。

詳しくは、企画課 行政改革推進係
まで。

全道火災予防運動を実施します

10月15日から31日まで秋の火災予
防運動を実施します。この運動は、空
気が乾燥し火災が発生しやすい時季を
迎えるにあたり、火災予防思想の一層
の普及を図ることで火災を防止し、火

災から尊い命と貴重な財産を守ること
を目的としています。火災予防運動期
間中は、火災予防の広報や防火対象物
の立ち入り検査を実施します。

また、10月15日に行われる初日行
事では、幼年消防クラブ員による鼓笛
演奏をはじめ、消防団、婦人防火クラ
ブ、幼年消防クラブの協力を得て町内
数箇所街頭啓発を行い、火災予防を
呼びかけますので、ご協力をお願いし
ます。

詳しくは、中標津消防署 予防救急
課予防係 ■72-2181まで。

「危険物取扱者試験準備(事前) 講習会」のご案内

消防法第13条の3の規定による危
険物取扱者試験の乙種第4類及び丙種
の受験者を対象に、試験準備(事前)
講習を次のとおり開催します。

受講科目

- ・物理学と化学の基礎知識
- ・危険物の性質並びにその火災予防及
び消火の方法
- ・危険物に関する法令

受講料 会員 3,000円
(※根室北部危険物安全協
会に所属している方)
一般 5,000円
高校生以下 2,000円

※受講料にテキスト代1,400円は含ま
れていません。

講習日時 10月21日(月)・22日(火)
2日間 8時30分～17時

講習場所 中標津消防署講堂

申込締切 10月11日(金)

申込書は、消防本部または中標津消
防署にあります。

申し込み・問い合わせは、根室北部
消防事務組合 消防本部内 根室北部危
険物安全協会事務局 ■72-9114まで。

年金相談所開設のお知らせ

開設日時

11月12日(火) 12時～17時
11月13日(水) 9時～15時

開設場所

中標津町役場会議室

予約受付期間

10月15日(火)～11月5日(火)

予約申し込みは、釧路年金事務所
■0154-61-6000まで。

自衛官候補生募集(男子)

試験日 11月23日(土)・12月7日(土)

試験場所 自衛隊釧路駐屯地

受験資格 平成26年4月1日現在で
18歳以上27歳未満の男子
試験科目 筆記・口述試験、適性・身
体検査

問い合わせは、自衛隊中標津地域事
務所 ■72-0120まで。

健康管理担当者研修会

日時 10月29日(火) 13時～17時

場所 中標津町総合福祉センター

テーマ 働く人のメンタルヘルスケア

内容

講義

「リワークデイケアの基本～職場
や自宅でできること」

ミニシンポジウム

「職場と医療機関の連携～復職の
ためにそれぞれができること」

その他、希望者は体験グループワ
ークもあります。管内各企業、農・漁協、
地方公共団体等の健康管理担当職員を
対象としています。参加される方は、
10月23日(水)までに、中標津保健所 健
康推進課 ■72-2168まで。

女性のためのなんでも相談所を 開設します

根室人権擁護委員協議会及び釧路地
方法務局根室支局が相談者を女性に限
定した「女性のためのなんでも相談所」
を開設します。夫やパートナーからの
暴力、セクハラ、ストーカー行為など
女性をめぐる人権問題に関する相談に
女性の人権擁護委員が無料で応じます。
相談内容についての秘密は堅く守られ
ますので、ひとりで悩まず、まずは相
談してみませんか。

日時 11月17日(日) 13時～16時

場所 中標津町総合文化会館

2階第2研修室

詳しくは、釧路地方法務局 根室支
局 ■0153-23-4874まで。

北海道障害者職業能力開発校 入校者募集について

北海道障害者職業能力開発校では、
求職中の障がい者の平成26年度入校
生(訓練期間1年又は2年間)を募集
しています。

受付期間

11月1日(金)～11月20日(水)

詳しくは、下記または最寄りの公共
職業安定所まで。

北海道障害者職業能力開発校

〒073-0115 砂川市焼山60番地

■0125-52-2774・■0125-52-9177



健康

保健センターからのお知らせ

「特定健康診査」個別健診のお知らせ

中標津町国民健康保険加入の方の個別健診を、下記の医療機関で実施しています。

対象 中標津町国民健康保険加入の40～74歳の方

※昭和49年3月31日以前に生まれた方で健診日に75歳未満の方

医療機関・予約方法

- ・石田病院 ■72-9112
石田病院へご予約ください。
- ・富沢内科医院
予約は不要です。食事を取らずに、診療時間内に受診してください。
- ・町立中標津病院
毎週火～木曜日に実施します。
保健センターへご予約ください。
- ・釧路がん検診センター
がん検診と一緒に受診してください。
釧路がん検診センターへご予約ください。■0154-37-3370

料金 1,000円

実施期間 平成26年3月31日まで

注意事項 受診の際には、「特定健康診査受診券」と「健康保険証」が必要になります。

問い合わせは、中標津町保健センター ■72-2733まで。

骨粗鬆症検診のお知らせ(11月分)

実施期間 11月1日～29日の毎週火～金曜日（11時から）

対象 20歳以上の女性

内容 問診、骨密度測定(腰椎・太もも)、診察

料金 2,200円
(70歳以上は1,100円)
国民健康保険加入者・生活保護の方は無料

定員 1日2名

場所 町立中標津病院 整形外科

申込締切 10月21日(月)

申し込みは、中標津町保健センター ■72-2733まで。

アルコール依存症でお悩みの方へ

アルコール依存症は「依存症」という病気です。奥根室断酒会では互いの酒害体験を話したり、聴いたりすることによって「依存症」を自覚し、断酒継続をするための例会を開催していま

す。関心のある方は参加してみませんか。

日時 11月19日(火)
10時～11時30分

場所 中標津町保健センター

対象 断酒継続を希望する本人または家族

詳しくは、中標津町保健センター ■72-2733まで。



税金

10月は国民健康保険税(第4期)町道民税(第3期)の納期です【納期限は10月31日】

今月納期分の指定口座からの振替日は10月31日(木)です。口座振替を申し込まれている方は前日までに残高の確認をお願いします。

～納期が既に経過しています～

- 町道民税（第1・2期）
- 固定資産税（第1～3期）
- 国民健康保険税（第1～3期）
- 軽自動車税

もう一度お手元の納付書をお確かめのうえ、納付されていない方は早急に納めましょう。

<休日・夜間相談窓口>

夜間相談日

10月16日(水) 18時～20時

休日相談日

10月27日(日) 9時～17時

税金の納め方について平日の昼間に時間をとることができない方は、夜間・休日に納税相談窓口を開設しますのでご利用ください。

なお、休日・夜間相談窓口では町税・国民健康保険税以外は納めることができません。



一般

ごみ収集のお知らせ

祝日におけるごみ収集等は、次のとおりとなりますのでお知らせします。

日程	ごみ収集	最終処分場
10月14日(月)	休み	午前中のみ
11月4日(月)	休み	午前中のみ

詳しくは、生活課 環境衛生係まで。

無料法律相談のお知らせ

中標津町では弁護士が専門的にアドバイスしてくれる無料法律相談を実施しています。

日時 11月19日(火)
10時30分～15時

場所 中標津町役場

相談員 梅本英広 弁護士

定員 7名

申込受付 11月1日(金)から先着順に受け付け定員になり次第締め切ります。

詳しくは、生活課 交通町民相談係まで。

「行政相談特設相談所」開設

行政相談とは、国や北海道、町が行っている仕事について「どうなっているんだろう」、「改善してほしい」といった町民の方からの意見や苦情を行政相談委員がお聞きして、皆さんと関係行政機関の橋渡しをするための場です。10月21日～27日は行政相談週間として、全国で各種行事が実施されますが、中標津町でも下記日程で行政相談特設相談所を開設します。事前予約も必要ありませんので、相談を希望する方は、当日会場に直接お越しください。

日時 11月1日(金) 13時～15時

場所 中標津町総合文化会館
2階第1研修室

詳しくは、生活課 交通町民相談係まで。

乳幼児医療費助成制度利用時の注意事項について

9月末に「乳幼児等医療費受給者証」を該当される方に送付しました。該当しているのに受給者証が届いていない方はご連絡ください。

小学生は受給者証の交付はされませんが、「入院」の場合、医療費の助成が受けられます。入院したときには受給者証の申請をしてください。

詳しくは、子育て支援室 子育て給付係まで。

「東日本大震災」義援金

中標津町役場福祉課（日赤根室地区中標津分区）に届けられた義援金は、8月16日現在、総額12,508,600円（119件）となっております。皆さまのあたたかいご支援は、日赤北海道支部を通じて被災者の方々にお届けしています。ご協力いただきました、個人、各団体、募金箱にご寄付してくださ

町営住宅の入居者を募集します

・東中団地（平屋建）東18条北10丁目
3LDK 1戸（浴室有・風呂設備無）
昭和57年建設 ※単身不可
家賃12,900円～17,000円

・宮下団地（2階建）西5条南2丁目
2LDK（2階）1戸（風呂設備リース）
昭和60年建設 ※母子住宅
家賃12,000円～23,600円 他共益費

・宮下団地（2階建）西3条南2丁目
3LDK（2階）1戸（浴室有・風呂設備無）
昭和56年建設 ※単身不可
家賃15,300円～30,000円 他共益費

・宮下高台団地（2階建）西3条南4丁目
2K（2階）1戸（風呂設備リース）
昭和62年建設
家賃13,400円～26,400円 他駐車場使用料、共益費

・泉団地（3階建）西10条北10丁目5番地
2LDK（1階）1戸
平成8年建設 ※満60歳以上
家賃18,800円～36,800円 他駐車場使用料、共益費

・あずまグリーン団地（4階建）東18条南4丁目
2LDK（4階）1戸（給湯設備リース）
平成2年建設
家賃18,600円～36,500円 他共益費

・西町団地（3階建）西町3丁目65番地
2LDK（3階）1戸
平成15年建設
家賃21,000円～41,300円 他駐車場使用料、共益費

申込期間 10月7日(月)～17日(木)

受付場所 住宅係（役場2階窓口④番）

入居時期 平成25年11月下旬見込み

選考方法 運営委員会の意見を聞いて、困窮度の高い方から入居を決定します。

※入居者資格には条件（所得制限・暴力団員の制限等）があります。

※10月17日の時点で町税等（保険料・使用料・負担金等含む）に滞納がある方は入居できません。

詳しくは、都市住宅課 住宅係まで。

中標津町地域雇用創造協議会からのお知らせ

中標津町地域雇用創造協議会では、受講料無料のセミナーと講座を下記のとおり開催します。

◆体験型観光ガイド育成セミナー

旅行業やホテル業、観光関連産業への就職や観光ガイドを目指す方を対象に、専門講師による観光ガイドの知識を学ぶ講座を開催します。また、先進地での実践的な研修を行い、先進事例を学び、実践的な技術を身に付けていただきます。

開催内容 10月17日(木) 13時～16時 講座：なかまっぷ多目的ホール
18日(金)～20日(日) 先進地研修：富良野市
26日(土) 9時～16時 研修：弟子屈町 講座：なかまっぷ
27日(日) 13時～16時 講座：なかまっぷ多目的ホール

募集人数 10名（定員になり次第受付終了）

◆北の料理人 短期マスター講座

飲食店への就職または転職を希望する方を対象として、地域の料理人による技術指導実習と専門知識を習得する座学のほか、町内飲食店での職業体験が受けられる講座を開催します。

開催内容 10月21日(月)・22日(火) 14時～16時 座学（食品衛生学・調理理論） トーヨーグランドホテル
10月23日(水)～25日(金) 実習（日本料理・中国料理・洋食料理） 総合文化会館2階実習室
※職業体験を10月下旬頃から40時間程度行います

募集人数 20名（定員になり次第受付終了）

申込締切 10月11日(金)

各講座に参加を希望される方は、中標津町地域雇用創造協議会（中標津町役場経済振興課内）にご連絡いただくか、ホームページ（<http://www.n-koyou.com/>）からお申し込みください。

詳しくは、中標津町地域雇用創造協議会（経済振興課内） ■73-1888まで。

平成25年
10
VOL.610

中標津
なかしべつ

※広報紙に掲載された写真をご希望の方は、データ(JPEG)で提供しますので総務課情報化推進・広報調査係までご連絡ください。



8月31日現在住民登録人口

町の人口	24,297 (+23)
男	11,892 (+12)
女	12,405 (+11)
世帯数	10,976 (+20)
() 内は前月比	

誕生 13人 死亡 18人 転入 68人 転出 40人



広報中標津は、環境保護のため産間伐材と古紙を配合した用紙および100%植物油型インキ「ナチュラリス100」を使用しています。